

公布された規則のあらまし

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 50 号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、保育所型認定こども園の認定有効期間更新申請書に関する規定及び様式を削除することとした。（第 4 条及び様式第 2 号関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）

- 1 指定管理者の管理の基準のうち佐賀県在宅生活サポートセンターの開所時間を改めることとした。（第 5 条関係）
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。